

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 坂本 心次

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成30年2月1日に決定、同日議長及び市長に提出し、平成30年2月21日に議会報告されています。）

1 監査の対象

地域振興部

地域づくり推進課、櫛浜支所、鼓南支所、久米支所、菊川支所、夜市支所、戸田支所、湯野支所、大津島支所、向道支所、長穂支所、須々万支所、中須支所、須金支所、和田支所、八代支所、文化スポーツ課、観光交流課

2 監査の範囲

平成29年4月（一部平成28年4月）から平成29年9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年11月13日から平成30年2月1日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に該当するものについては、除斥対象とした。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

地域づくり推進課

(1) 収入事務

ア 施設使用料について、算定に誤りのあるものがあつた。

鼓南支所

(1) 収入事務

ア 雑入について、納入通知書に納期限の記載がないものがあつた。

菊川支所

(1) 収入事務

ア 雑入について、納入通知書に納期限の記載がないものがあつた。

夜市支所

(1) 収入事務

ア 雑入について、納入通知書に納期限の記載がないものがあつた。

須金支所

(1) 財産管理事務

ア 切手について、切手受払簿に記載のない切手があつた。

観光交流課

(1) 共通的事項

ア 旅行命令について、算定に誤りのあるものがあつた。

(2) 収入事務

ア 施設使用料について、算定に誤りのあるものがあつた。

(3) 契約事務

ア 契約結果の公表について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあつた。